

(別紙)

指定地域における申告のお知らせ等の再開について（周知依頼）

国税庁では、令和6年能登半島地震による被災状況等に鑑み、国税通則法第11条の規定に基づき、石川県及び富山県（以下「指定地域」といいます。）に納税地のある方について、令和6年1月12日に国税に関する申告・納付等の期限延長を行うとともに、当分の間、指定地域内に納税地がある法人の皆様への申告のお知らせ等の発送及びメッセージボックスへの格納を見合わせておりました。

他方、多数の方々から国税庁に対して、法人税や消費税の申告に必要な情報の提供について要望があり、今般、指定地域のうち、輪島税務署管内（石川県輪島市、珠洲市及び鳳珠郡（穴水町・能登町））以外の地域に納税地のある皆様に対して、申告のお知らせ等の発送及びメッセージボックスへの格納を再開することとしました。

なお、現時点において指定地域に納税地のある法人の皆様は国税に関する申告・納付等の期限は延長されており、今般の申告のお知らせの発送等の再開をもって、早期の申告を求めるものではありません。

つきましては、輪島税務署管内以外の指定地域に納税地を有する法人に御関与のある税理士の皆様方におかれましては、関与先等が申告期限等について誤解することがないように、別添「石川県・富山県に納税地がある法人の皆様へのお知らせ」をお渡しいただく等して、周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

指定地域における申告・納付等の期限については、今後指定地域の被災状況等に十分配慮しつつ検討し、改めて国税庁から案内する予定となっておりますので、国税庁ホームページ等から御確認いただくようお願いいたします。

【今後の予定】

4月15日(月) 3月決算分 メッセージボックスへの格納

4月下旬以降 3月決算分 申告のお知らせ発送（書面申告者及び納付書送付対象）

※ 現在、発送及び配信を見合わせているお知らせ等（3月決算分の確定申告以外）についても、4月下旬以降の順次再開に向けて作業を進めていますが、作業に一定の時間を要することについて御承知おきいただきますようお願いいたします。

石川県・富山県に納税地がある法人の皆様へのお知らせ

令和6年4月
金沢国税局

申告のお知らせ等の発送再開について

令和6年能登半島地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げます。

本災害による被災状況等に鑑み、国税通則法第11条の規定に基づき、石川県及び富山県（以下「指定地域」といいます。）に納税地のある方について、令和6年1月12日に国税に関する申告・納付等の期限延長を行いました。

国税庁では従来、申告手続の一助として、法人の皆様へ申告のお知らせ等（申告のお知らせ、予定（中間）申告書、納付書等）を申告月の前月下旬に発送しているところですが、この国税に関する申告・納付等の期限延長措置に伴い、当分の間、指定地域内に納税地がある法人の皆様への申告のお知らせ等の発送を見合わせるのと同時に、e-Taxで申告されている皆様に対するメッセージボックスへの格納を見合わせることでございました。

他方、これまで多数の方々から、法人税や消費税の申告に必要な情報の提供について要望をいただいている状況にあります。

今般、こうした状況に鑑み、法人の皆様への申告のお知らせ等については、指定地域のうち一部の地域に納税地のある皆様に対して、発送及びメッセージボックスへの格納を再開させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

なお、申告のお知らせの発送等の再開をもって、**指定地域に納税地のある皆様へ早期の申告を求めるものではありません。**申告等については、状況が落ち着きましたら、ご対応いただくようお願いいたします。

おって、申告のお知らせには、決算月に応じた期限延長前の提出期限・納期限が記載されておりますが、**現時点において指定地域に納税地のある皆様はこれらの期限が延長されております。**

申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、指定地域の被災状況等に十分配慮しつつ検討してまいります。申告・納付等の期限については、改めて国税庁からご案内する予定ですので、国税庁ホームページ等からご確認いただくようお願いいたします。

本書面についてご不明の点がございましたら、最寄りの税務署までお尋ねください。

- ▶ 国税庁ホームページには、能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

